

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
国立大学法人茨城大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも20年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(24%) 6	(20%) 73		
随意契約		(76%) 19	(80%) 289	(52%) 13	(61%) 223
合 計		(100%) 25	(100%) 362	(100%) 25	(100%) 362

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%)	(0%)

一般競争入札等	競争入札			(0 %)	(0 %)
	企画競争	(%)	(%)	(%)	(%)
		0	0	0	0
随意契約		(100%)	(100%)	(%)	(%)
		0	0	0	0
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		0	0	0	0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%)	(0%)
				0	0
一般競争入札等	競争入札	/		(24%)	(18%)
	企画競争			(24%)	(20%)
		6	73	6	73
随意契約		(76%)	(80%)	(52%)	(61%)
		19	289	13	223
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		25	362	25	362

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年3月までに、以下の措置を講じ、随意契約によること
が真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入
札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査
研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入
札の導入を図る。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、
仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。
(平成20年3月を目途に作成予定)

(2) 複数年度契約の拡大

- ① 今後も複数年度にわたる契約について検討を行う。

(3) 入札手続きの効率化

- ① 一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡
大や公告の方法等について検討を行う。

(4) 契約基準等の策定について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・
見直しの状況」に記載

3. その他